

# 熊本県公報

## 目次

### 告 示

公有水面埋立権の譲渡の許可	(漁 港 課)	一
電線共同溝整備道路の指定	(道路維持課)	一
道路の区域変更	" "	二
道路の供用開始	" "	二
生活保護法第四十九条の規定による医療機関の指定	(医務福祉課)	二
生活保護法による指定医療機関の廃止	" "	三
生活保護法による指定医療機関等の変更	" "	三
字の区域の変更	(市町村総室)	三
熊本県防災建築街区造成事業補助金交付要綱の廃止	(建 築 課)	四
公 告	" "	四
道路位置の指定	(建 築 課)	四
"	" "	四
大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課)	四
県営土地改良事業計画変更	(農村計画課)	五
開発行為に関する工事の完了	(建 築 課)	五
"	" "	五
特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(県民生活総室)	六
"	" "	六
大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課)	六
登 載 依 頼	" "	六
熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用許可規程	(警察本部)	七

## 告 示

### 熊本県告示第八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十六条第一項の規定に基づき公有水面埋立権の譲渡を許可したので、同法施行令第二十四条の規定により次のとおり告示する。

平成十四年一月十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 一 譲渡の許可年月日

平成十三年十二月二十六日

#### 二 埋立権の譲渡人及び譲受人の住所及び氏名

譲渡人 天草郡大矢野町大字上一五一四番地

大手原漁港管理者 大矢野町 代表者 大矢野町長 何川一幸

譲受人 天草郡大矢野町大字上一五一四番地

大手原漁港海岸管理者 大矢野町長 何川一幸

#### 三 免許の告示年月日及び番号

平成十年二月九日 熊本県告示第九十二号

### 熊本県告示第九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路の区間を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成十四年一月十一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年一月十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

道路の種類	路線名	指 定 する 区 間
一般国道	二六六号	熊本市田迎三丁目二番七地先から 熊本市南熊本三丁目六番一地先まで
主要地方道	熊本高森線	熊本市細工町五丁目二七番一地先から 熊本市細工町一丁目五一番地先まで
主要地方道	熊本高森線	熊本市健軍二丁目一番一五地先から 熊本市健軍二丁目一〇番一〇地先まで

主要地方道	熊本玉名線	熊本市古京町三番一地先から
主要地方道	熊本鈴麦線	熊本市上熊本二丁目一四番一九地先まで 熊本市上熊本二丁目一四番一九地先から 熊本市上熊本二丁目一七番一七地先まで
一般県道	瀬田熊本線	熊本市南千反畑町五〇〇番一地先から 熊本市南千反畑町二番六地先まで

二 指定する期日 平成十三年十一月二十六日

熊本県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年一月十一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年一月十一日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	区域変更する区間		幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		前	後			
一般国道	二六六号	天草郡大矢野町大字中字新田	同	九・〇	三三三・〇	構想推
		四五三四番一地先から	四五六三番一地先まで	一一・六	一四・五	
"	三八七号	阿蘇郡小国町大字北里字立石	同	九・〇	八〇・〇	用地
		二〇七二番一地先から	同	三七・〇	九・〇	
		同	同	三〇・〇	八〇・〇	交換

二 区域変更する期日 平成十四年一月十一日

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	三八七号	阿蘇郡小国町大字西里字崩ノ尾 三三八四番一地先から 字尾迫 三四〇〇番一地先まで	五二〇・〇	国道改

二 供用開始する期日 平成十四年一月十一日

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年一月十一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年一月十一日

熊本県告示第十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成十四年一月十一日

熊本県知事 潮谷 義子

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
六〇六〇〇八九	ニュー天草病院	医療法人永輝会	本渡市太田町二丁	平成十三年十一月一日
六〇三〇一〇一	さかた耳鼻咽喉科クリニック	坂田 一成	荒尾市緑ヶ丘二丁	平成十三年十一月十六日
六二二〇〇一九	土屋医院	医療法人社団立世会	下益城郡小川町江頭二二一	平成十三年十一月一日
六七六〇〇一一	こんどう整形外科	医療法人藤風会	球磨郡免田町甲二七九一	平成十三年十一月一日
六〇六〇〇九〇	永芳医院	医療法人社団永芳会	本渡市栄町二丁	平成十三年十一月十九日

〔「医科」〕



大	平	汐井ノ元	又875の2、876の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	大	平	仏ノ窪
大	平	仏ノ窪	842の1から842の3、845の2、841の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	大	平	辛木川
大	平	水出	797の4、799の3、800の2、800の3、800の5、801の2、815の28、815の29及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部	大	平	辛木川
大	平	加勢群	1037の4及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部	大	平	水出
大	平	加勢群	1037の5の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部	大	平	辛木川
大	平	向野	731の38、740の2	大	平	水出

熊本県告示第十六号

熊本県防災建築街区造成事業補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成十四年一月十一日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県防災建築街区造成事業補助金交付要綱を廃止する要綱

熊本県防災建築街区造成事業補助金交付要綱（昭和三十八年十月二十六日熊本県告示第七百八号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

熊本県公告第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路

の位置の指定を次のとおり行った。

平成十四年一月十一日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 建造者の住所 阿蘇郡阿蘇町大字内牧一三三九番一
- 二 建造者の氏名 内野幸博
- 三 道路の位置 阿蘇郡阿蘇町大字内牧字中番出一三三五番五、同二三三九番九及び同二三三九番一
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 百四十二・三八メートル
- 六 指定年月日 平成十三年十一月二十一日
- 七 指定番号 阿蘇企調第三号

熊本県公告第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路

の位置の指定を次のとおり行った。

平成十四年一月十一日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 建造者の住所 人吉市下戸越町二二八六番四
- 二 建造者の氏名 有限会社ダグルス・マイホーム
- 三 道路の位置 人吉市願成寺町字狩所六一二番一、同六一三番四及び同六一五番六〇
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 七十・八〇メートル
- 六 指定年月日 平成十三年十二月十二日
- 七 指定番号 球磨企調第二十四号

熊本県公告第七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成十四年一月十一日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
二〇二〇堂上熊本店

熊本県熊本市上熊本三三三二二

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻午前十時 閉店時刻午後九時

変更後 二十四時間(ニコニコ堂のみ)

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時から午後十時まで

変更後 二十四時間

三 変更する年月日

平成十三年十二月二十八日

四 変更に係る事項以外の届出事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社ニコニコ堂ほか二

2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、九六五平方メートル

3 駐車場の収容台数

一九九台

4 駐車場の収容台数

二〇〇台

5 荷さばき施設の面積

三六立方メートル

6 廃棄物等の保管施設の容量

七一平方メートル

7 駐車場の自動車の出入口の数

一か所

8 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

五 届出年月日

平成十三年十二月十八日

六 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成十四年一月十一日から平成十四年五月十日まで

熊本県公告第八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、平成十一年三月四日確定した県営丹島地区土地改良事業(区画整理、農業用排水施設)の計画の一部を変更したので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。

平成十四年一月十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 事業計画変更の概要

県営丹島地区土地改良事業(区画整理、農業用排水施設)計画変更概要書

二 公告場所

植木町役場

熊本県公告第九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年一月十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

荒尾市川登字広田一八六三番四七の一部

三百三十七・八四平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

荒尾市八幡台四丁目六番二号八

西田 富美男

荒尾市八幡台四丁目六番二号八

西田 はるみ

熊本県公告第十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年一月十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡嘉島町大字下六嘉字朝日町一八七八番五

- 四百九十八・九八平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市画図町大字上無田五二二番地五一  
徳永 康子

## 熊本県公告第十一号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法（平成十一年法律第七号）第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年一月十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 申請年月日  
平成十三年十一月二十一日
- 二 名称  
特定非営利活動法人温心会
- 三 代表者の氏名  
田上政人
- 四 主たる事務所の所在地  
熊本県宇土市新松原町百五十一番地の三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、幼児から高齢者などに対して、子育て支援や介護などの福祉に関する事業を行い、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 熊本県公告第十二号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法（平成十一年法律第七号）第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年一月十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 申請年月日  
平成十三年十二月二十日
- 二 名称  
特定非営利活動法人環境技術協会
- 三 代表者の氏名

## 田邊裕正

- 四 主たる事務所の所在地  
熊本県熊本市清水本町十八番十八号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、国や地方公共団体、企業やその他の団体、個人に対し、地球環境や生活環境の改善と地域産業の活性化を目指すため、主に廃棄物処理技術や管理技術の発掘と開発及び普及のための支援を行うとともに、それらの技術を利用した社会システムの構築と運営を行うことで、社会に貢献することを目的とする。

## 熊本県公告第十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成十四年一月十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
壽屋 松橋店  
熊本県下益城郡松橋町字園田八五八一
- 二 変更しようとする事項
- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻午前九時三十分 閉店時刻午後九時  
変更後 開店時刻午前九時三十分 閉店時刻午後十一時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前九時から午後九時まで  
変更後 午前九時から午後十一時まで
- 三 変更する年月日  
平成十三年十二月二十日
- 四 変更に係る事項以外の届出事項
- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
株式会社壽屋
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
二、一〇二平方メートル
- 3 駐車場の収容台数

- 八十四台
- 4 駐輪場の収容台数  
五〇台
- 5 荷さばき施設の面積  
五四平方メートル
- 6 廃棄物等の保管施設の容量  
四九立方メートル
- 7 駐車場の自動車の出入口の数  
六か所
- 8 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
二十四時間
- 五 届出年月日  
平成十三年十二月十一日
- 六 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び熊本県宇城地域振興局振興調整室  
平成十四年一月十一日から平成十四年五月十日まで

## 登 載 依 頼

熊本県警察本部告示第1号

熊本県公有財産取扱規則（昭和39年熊本県規則第17号）第7条第2項の規定に基づき、熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用許可規程を次のように定める。

平成14年1月11日

熊本県警察本部長 折田 康徳

熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用許可規程

（趣旨）

第1条 この規程は、自動車の運転練習を行うため、熊本県運転免許センター運転免許試験コース（以下「コース」という。）を使用する場合の使用許可の手續きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用者）

第2条 コースを使用することができる者（以下「使用者」という。）は、新たに大型自動車第1種免許、普通自動車第1種免許、大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を取得しようとする者及び普通自動車第1種免許を既に取得している者で、自動車の運転練習を行おうとするものとする。

（使用許可申請書）

第3条 使用者は、あらかじめ使用許可申請書（別記様式第1号）を熊本県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に提出して、使用許可を受けなければならない。

（使用許可書）

第4条 警察本部長は、前条の規定によりコースの使用を許可したときは使用許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

2 警察本部長は、前項の使用許可を与える場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

（使用日時）

第5条 コースを使用できる日時は、毎週土曜日及び日曜日（祝日、12月28日から翌年の1月4日までの日及び業務又は管理上支障があると認める日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。

（使用車両）

第6条 コースで使用する自動車が、対人・対物賠償保険等の自動車保険に加入しているものとする。この場合において、大型自動車及び普通自動車（当該自動車の運転免許を既に取得している者が使用するものを除く。）については、補助ブレーキが備え付けられているものでなければならない。

（同乗指導）

第7条 使用者は、コースを使用するときは、運転練習に用いる自動車に係る運転免許を既に取得している者で、当該運転免許を取得して3年以上経過したものを同乗させなければならぬ。この場合において、当該自動車が大型自動二輪車又は普通自動二輪車であるときは、併走させることで同乗に代えることができる。

（運転練習中の事故責任）

第8条 コース内での事故については、事故の当事者において処理するものとする。

(賠償責任)  
 第9条 使用者は、コースその他の施設をき損したときは、これを原形に復し、又は賠償しなければならぬ。  
 附 則  
 この規程は、平成14年1月11日から施行する。

別記様式第1号

### 使用許可申請書

年 月 日

熊本県警察本部長 殿

住所

氏名

熊本県運転免許センター運転免許試験コースを下記のとおり使用したいので、許可くださるよう申請します。

記

1 使用希望年月日 年 月 日

2 使用希望時間 午 時 分から 午 時 分

3 練習車両 自動車(登録番号)

4 同乗指導者氏名

5 遵守事項

- 使用に当たっては、次の事項を遵守します。
- (1) 使用許可上の条件及びコース管理者の指示に従うこと。
  - (2) 運転練習以外の目的に使用しないこと。
  - (3) 試験コース内での事故等については、事故の当事者において処理すること。
  - (4) 使用中にコースその他の施設をき損したときは、原状復旧又はその損害額を賠償すること。

運転免許試験コース使用料納入書 年 月 日

使用月日 年 月 日

熊本県収入証紙貼付欄

使用時間

(自) 時 分

(至) 時 分

使用料 円

<p>熊本県警察本部長 殿</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>熊本県運転免許センター運転免許試験コースを下記のとおり使用したいので、許可くださるよう申請します。</p> <p>記</p> <p>1 使用希望年月日 年 月 日</p> <p>2 使用希望時間 午 時 分から 午 時 分</p> <p>3 練習車両 自動車(登録番号)</p> <p>4 同乗指導者氏名</p> <p>5 遵守事項</p> <p>使用に当たっては、次の事項を遵守します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用許可上の条件及びコース管理者の指示に従うこと。</li> <li>(2) 運転練習以外の目的に使用しないこと。</li> <li>(3) 試験コース内での事故等については、事故の当事者において処理すること。</li> <li>(4) 使用中にコースその他の施設をき損したときは、原状復旧又はその損害額を賠償すること。</li> </ul> <p>運転免許試験コース使用料納入書 年 月 日</p>	
<p>使用月日 年 月 日</p> <p>使用時間</p> <p>(自) 時 分</p> <p>(至) 時 分</p> <p>使用料 円</p>	<p>熊本県収入証紙貼付欄</p>



別記様式第2号

# 使用許可書

第 年 月 日 号

住所

氏名

殿

熊本県警察本部長

年 月 日付けで申請のありました熊本県運転免許センター運転免許試験コースの使用について下記のとおり許可します。

記

1 使用年月日 年 月 日

2 使用時間 (自) 午 時 分から (至) 午 時 分まで 分

3 使用料 円

4 許可上の条件

- (1) コース管理者の指示に従い、事故防止に努めること。
- (2) 運転練習以外の目的に使用しないこと。
- (3) 追越しをしないこと。
- (4) 通行区分を厳守すること。
- (5) 走行速度は時速40km以下とすること。
- (6) 試験コース内の事故等については、事故の当事者において処理すること。
- (7) 使用中コースその他の施設をき損したときは、原状復旧又はその損害額を賠償すること。

平成十四年十一月一日  
熊本市印刷所  
発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地  
株式会社  
電話代〇九六―二八六―三三二  
八社



古紙配合率100%